会津美里町タブレット端末等導入事業仕様書

１ 目的

会津美里町（以下「本町」という。）では、タブレット端末の導入により、会議資料のペーパーレス化の推進や、会議等を効率的に運用するため、必要な機器納入等を行うものである。

２ 納入期限及び履行期間

（１）導入 契約締結日から令和８年３月３１日

（２）運用 令和７年８月１日から令和１０年７月３１日（長期継続契約）

（３）タブレット納入期限 令和７年７月３１日

（４）履行場所 会津美里町役場（福島県大沼郡会津美里町新布才地1番地）

※諸事情によりタブレット端末等機材の入荷が遅れる場合は、協議の上決定する。

３ 機器等仕様

（１）タブレット端末

【備品購入費】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 数量 | 単位 | 備 考 |
| iPad Air 13 インチ 128GB【モデル：Wi-Fi+Cellular】 | 19 | 台 | 充電アダプタ及び充電ケーブルを含む。 |

※タブレットは購入とする

※色は全て同一色が望ましい。

（２）タブレット消耗品

【消耗品費】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 数量 | 単位 | 備 考 |
| カバー付本体ケース | 19 | 個 | 参考型番TB-A24XWVBK |
| 液晶保護フィルム | 19 | 枚 | 参考型番TB-A24XFLAPNH |

※本体及びカバー付本体ケースの色は全て同一色が望ましい。

※本体ケースについては、識別するためのシールを張付けること。

なお、識別番号、シールの大きさ及び位置等は町と協議のうえ決定すること。

※本体ケース及び液晶保護フィルムについては、タブレット端末に装着すること。

４ データ通信回線等

（１）データ通信回線 17 回線

【通信運搬費】

①5G 通信に対応していること。また、5G 通信に対応していないエリアでは4G 通信に対応し、安定的に利用できること。

②1 回線あたり 1 台に対して 5GB 以上の定額料金プランとすること。また、最低でも 5GB までは通信速度が制限されないこと。

③管理者側から回線ごとにデータ通信の使用料が把握できること。

④3年間の長期継続契約とする。

⑤提案価格には令和７年８月１日から令和８年３月31日までの金額を計上すること。

（２）ＭＤＭサービス

【通信運搬費】

①　特別なソフトウェアのインストールを行う必要なく、会津美里町ネットワーク上のパソコ　ン（Windows10 及び 11）を MDM 管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。

②管理対象端末の異常を検知した際に管理者に自動通知する機能を有すること。

③リモートワイプ、リモートロックを MDM 管理機から遠隔操作可能であること、若しくは同等の機能を有すること。

④管理者が端末の OS バージョン情報及びインストールされたアプリ情報を取得できること。

⑤管理者の操作により管理対象端末へ一括してアプリのインストール及びアンインストールができること。

⑥管理者以外によるアプリのインストール及びアンインストールを禁止できること。

⑦有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。

⑧3年間の長期継続契約とする。

⑨提案価格には令和７年８月１日から令和８年３月31日までの金額を計上すること。

５　機器等の初期設定等

①初期設定に必要な事項は、本町と協議のうえ設定すること。

②作業前に作業計画書を作成し、本町と事前に協議すること。

③管理台帳を作成すること。

④議会分タブレット端末については、管理番号やサポートダイヤル等の情報をラベル貼付すること。

⑤１台ごとに設定シートを作成すること。

⑥本町が指定する機能、アプリのインストール、ホーム画面及びブックマーク登録等の設定を行うこと。

⑦管理者が管理する上で必要な各種機能（メール、スケジュール管理、MDM、コミュニケーションサービス等）を、本町が指定する管理者用パソコンに対し、初期設定を行うこと。

⑧本町が準備する無線 LAN アクセスポイントの設定情報を登録し、Wi‐Fi が接続できる状態とすること。なお、IP アドレス等の設定情報は、本町が指定した情報とする。

⑨利用者向けにタブレットの操作方法について１回研修（２０名程度）を行うこと。なお、研修の日時は本町と協議のうえ決定すること。

<研修会資料>

1. 研修会時の資料の詳細については、町と協議のうえ作成し、当日資料を印刷して用意すること。
2. 講習会時の資料については、編集が可能なワード・エクセル・パワーポイントのいずれかにより作成した電子データでも納品すること。

⑪タブレット端末の端末設定マニュアルを作成し提供すること。

⑫管理者マニュアル及び利用者マニュアルを作成し提供すること。

⑬各マニュアルは、できるだけ専門用語は使用せずに理解しやすい記載とし、画面キャプチャーなどを用いて分かり易い説明とすること。

⑭操作等に必要と認められるマニュアル一式は、電子データで納品すること。

⑮これらの初期設定等は端末購入費用に含めるものとする。

６ 運用支援

①タブレット端末及び提供するサービスの利用またはトラブルに関する問い合わせに対応す

ること。

②タブレット端末の紛失及び盗難時は本町からの連絡を受け、利用状況の監視及び遠隔によるロック・利用中断・初期化の対応を行うこと。

③タブレット端末には、契約期間中の製品保証サービスを付与すること。

④故障対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリの設定等の初期設定等を実施すること。

７ 納品

（１）納入時は、町が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、町の検査を受けること。

（２）機器搬入設置時の廃材(ダンボール・梱包材等)については、全て収集し廃棄すること。

８ スケジュール（予定）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | ５月 | ６月 | 7月 | ８月 |
| 業者決定 | 　　　　　　▼ |  |  |  |
| 機器搬入 |  |  | ▼ |  |
| 操作研修等 |  |  |  |  |

９ 契約

契約については、下記の２契約とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 内容 | 仕様書 項目 | 契約期間 |
| １ | 機器等購入、初期設定等 | ３（１）（２）、５ | 契約締結の日から令和１０年３月３１日 |
| ２ | データ通信回線等、運用支援 | ４（１）（２）、６ | 令和７年８月１日から令和１０年7月３１日（長期継続契約） |

１０ その他

（１）ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び消費税については、請求時のものを適用する。

（２）本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

（３）本業務の一部を代理店等に委任し、または請け負わせるときは、事前に町へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、または請け負わせてはならない。

（４）機器の納入等の際に知り得た業務上の秘密事項は、第三者に漏洩しないこと。

（５）本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議のうえ決定するものとする。